内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則（平成九年大蔵省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に改め、「送信」の下に「若しくはその者に係る特定通知等（令第五条第二項に規定する特定通知等をいう。以下この条において同じ。）」を加え、同条第二項第一号中「、又は」を「、若しくは」に改め、「受けた者」の下に「又は特定通知等に係る者」を加え、同項第二号中「若しくは送信」の下に「若しくは特定通知等」を、「の送信」の下に「若しくは当該特定通知等」を加え、同条第六項及び第九項中「送信」の下に「若しくはその者に係る特定通知等」を加える。

第四条第九項各号を次のように改める。

一　番号既告知者以外の者　当該者の次に掲げるいずれかの電磁的記録

イ　次に掲げる電磁的記録又は情報が記録された電磁的記録

(1)　署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書をいう。以下この項において同じ。）

(2)　地方公共団体情報システム機構により電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下この項において同じ。）が行われた(1)の署名用電子証明書に係る者の個人番号及び個人識別事項（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・総務省令第三号）第一条第二号に規定する個人識別事項をいう。）に係る情報で、同令第三条第一号の規定により内閣総理大臣及び総務大臣が定めるもの

(3)　(1)の署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた情報で、当該署名用電子証明書に係る者の氏名、住所及び個人番号に係るもの

ロ　カード代替電磁的記録（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第八項に規定するカード代替電磁的記録をいい、同法第十八条の二第六項の規定により送信をされたものに限る。ロ及び次号ロにおいて同じ。）で、当該カード代替電磁的記録に係る者の氏名、住所及び個人番号に係るもの

二　番号既告知者　当該番号既告知者の次に掲げるいずれかの電磁的記録

イ　次に掲げる電磁的記録又は情報が記録された電磁的記録

(1)　署名用電子証明書

(2)　(1)の署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた情報で、当該署名用電子証明書に係る者の氏名及び住所に係るもの

ロ　カード代替電磁的記録で、当該カード代替電磁的記録に係る者の氏名及び住所に係るもの

第五条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　令第五条第二項に規定する財務省令で定める通知又は提供は、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律施行規則（令和六年内閣府、デジタル庁、財務省、厚生労働省、令第一号）農林水産省、経済産業省

第二十六条第一号に掲げる業務による同号に規定する通知又は同条第四号に掲げる業務による同号に規定する情報の提供とする。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○財務省令第二十八号

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第八条第五項及び電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行令（令和三年政令第百二十八号）第六条の規定に基づき、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日　　財務大臣　加藤　勝信

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号中「第五条第五項第二号ホ」を「第五条第四項第二号ホ」に改める。

第二条第二項及び第三項中「第五条第五項第一号」を「第五条第四項第一号」に改め、同条第六項第二号ロ(2)中「第五条第二項」の下に「及び第七項」を加え、同条第七項中「第九項」の下に「並びに第五条第五項第三号」を加え、同条第九項第一号中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に、「第五条第一項から第三項まで」を「第五条」に改める。

第三条第一項中「第五条第五項第二号」を「第五条第四項第二号」に改め、同条第二項中「第五条第五項第二号に」を「第五条第四項第二号に」に、「第五条第五項第二号ハ」を「第五条第四項第二号ハ」に改める。

第四条第一項中「第三項」の下に「並びに次条第五項第一号」を加える。

第五条第一項第二号中「所在地」を「所在地。以下この条において同じ。」に改め、同条第二項第一号及び第三項第一号中「(法人番号を有しない者にあっては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地)」を削り、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　法第八条第五項に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件に従って特定電磁的記録（同項に規定する特定電磁的記録をいう。以下第七項までにおいて同じ。）の保存を行うこととする。

一　次に掲げる要件のいずれかを満たす電子計算機処理システムで国税庁長官の定める基準に適合するもの（次号及び第四号において「特定電子計算機処理システム」という。）を使用して電子取引の取引情報（特定電磁的記録に係るものに限る。第三号及び第四号において「特定取引情報」という。）の授受及び当該特定電磁的記録の保存を行うこと。

イ　当該特定電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。

ロ　当該特定電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行うことができないこと。